

## 富山市上下水道局低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、低入札価格調査（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる場合において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて行う調査をいう。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札等)

第2条 富山市上下水道局が実施する低入札価格調査については、富山市低入札価格調査制度実施要領の規定を準用する。この場合において、「契約課」とあるのは「契約出納課」と、「財務部次長」とあるのは「上下水道局長」と、「工事設計担当部局次長」とあるのは「上下水道局次長」と、「契約課長」とあるのは「契約出納課長」と、「工事検査課長」とあるのは「契約出納課工事検査員」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。